

令和2年第2回農業委員会総会議事録

令和2年2月13日（木）第2回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員 18人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	谷岡 收藏
	2番	清原 保		3番	大原 砂利
	4番	三上 雄二		5番	谷川内 茂
	6番	倉脇 敏弥		7番	眞壁 勲二
	8番	神山 順一		9番	川上 憲次
	10番	久保木 誠		11番	藤本 彰
	12番	山田 條一		13番	小田 正廣
	14番	奥山 亮		15番	橋本 澄男
	16番	藤澤 和利		17番	仲田 清志

推進委員 9人

	1番	小西 堅		2番	山本 計博
	4番	溝尾 美恵子		5番	三輪 金樹
	6番	長岡 保義		7番	後藤 保夫
	8番	井上 光男		9番	鈴江 寛
	10番	奥津 忠和			

欠席委員 1人

推3番 泉 登

議事

議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第7号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第8号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
議案第9号	現況証明にかかる現況認定について
議案第10号	贈与税・相続税の徴収猶予に関する適格者証明願について
議案第11号	農地の権利移動を認める別段の面積の設定について

報告事項

農地法施行規則第29条の届について
法務局照会について
完了届について
利用権設定中途解約について

協議事項

その他

事務局職員（書記）	事務局長	小川 泰典
	次長	竹村 陽子
	主幹	藤井 和昭
	主査	滝口 良樹

(開会時刻 午前9時30分)

藤井主幹	<p>皆様おはようございます。只今から、新見市農業委員会第2回総会を開催致します。</p> <p>本日のご出席は27名でございます。欠席は、推進委員3番泉委員でございます。それでは、最初に逸見会長からご挨拶をお願い致します。</p>
会 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。この時期としたら珍しく雪が降ることが久しぶりだったのですが、もうちょっと降ってもいいような気がするんですが、この2、3日前にちょっと知り合いと会いまして、なんか気分悪そうにしてるんで、どうしたんと言ったら、風邪を引いたんだ。なぜかと言うと、気候が温すぎてしゃんとせんと。あんまり暖かいんで。やっぱりこの頃はちょっとしゃきっと寒くないと風邪を引いていけん、と言っていました。最近暖かいんで困ると言っていました。やっぱりこの時期はもうちょっと寒くないと、体がしゃんとしないんじゃないかと思っております。近頃テレビを点けると新型コロナウイルスとインフルエンザ。新型コロナウイルスもですが同等の脅威があるらしいんで、インフルエンザも。インフルエンザだからといって、舐めたら大変なことになるそうです。皆さんも十分注意して頂きたいと思います。寒さもこのままで終わる訳ではないでしょうから、まだまだ寒い日が来週ぐらいは来るんじゃないかなと思いますので、体に十分注意をされまして、職務に励んで頂きたいと思致します。本日もよろしくお願致します。</p> <p>ありがとうございました。続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は15番橋本委員に先導をお願い致します。</p>
藤井主幹	<p>「農業委員会憲章」の先導</p>
橋本委員	<p>ありがとうございました。それでは、ここからの進行は会長よろしくお願致します。</p>
藤井主幹	<p>恒例により議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をよろしくお願致します。</p>
会 長	<p>それでは日程1「議事録署名委員の決定」を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、15番橋本委員、16番藤澤委員にお願致します。</p> <p>続いて日程2「議事」に入ります。</p> <p>議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願致します。</p>

小川局長	<p>今月の議案についてでございますが、3件申請がございました。まず1番でございますが、現地確認のほうを1月16日に行っております。場所は金谷、現況地目は田畑3筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻・野菜、作業従事者は3名で、価格は記載の通りでございます。農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号でございます。譲受人は経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれますので、該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号、信託ではないので適用はございません。第4号、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第6号、許可申請にかかる農地は貸人の所有農地であり、転貸には当たらないので該当はございません。第7号ですが、高齢で耕作できないため近隣の農業者へ売買するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。以上、この所有権移転については申請書類は揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力なども問題なく面積用件も満たしていること、また近隣農業者への売買であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
藤澤委員	<p>2月10日に逸見会長、三輪推進委員、私、そして譲受人の4人で現地を調査しております。場所は金谷の入るほうから行きまして、タイガース神社の約80mほど行った左側の田んぼと畑であります。この畑はちょうど道路沿いにあり、あとの田んぼ2枚はすぐその下へ隣接しております。ということで現地を確認しております。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第6号1番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p>

	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、申請の通り決定と致します。続いて、議案第6号2番の議案について事務局から説明をお願いします。
小川局長	議案第6号2番でございますが、確認を1月22日に行っております。場所は大佐永富、現況地目は田1筆でございます。移動の理由ですが贈与による所有権移転で、作物は水稲、作業従事者は2名でございます。農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので、該当はございません。第7号ですが、遠方に住んでいて耕作できないため地元の農業者へ贈与するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。あと第1号から第4号、第6号につきましても該当はございません。以上、この所有権移転については申請書類は揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また地元の農業者への贈与のため、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
久保木委員	確認日が2月10日、山田委員さん、後藤推進委員さん、私で行いました。場所は市道大佐永富線、●●から約400mくらい行きますと大佐中学校がありますが、その中学校から100m程離れたところでちょうど道路の左、直線50mほどの所に竹藪がありますが、竹藪の下になります。ここは以前親戚の方が耕作しておったのですが、このたび譲受人さんの裏に渡人さんの実家がありますが、この実家を処分するにあたって、この財産といたしますか、土地を贈与する一括贈与ということで、あとのほうにも法務局のほうから照会が来てるんですが、一括して譲受人さんに譲るということでございます。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんようなので、議案第6号2番の議案に賛成

	<p>の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、2番は申請の通り決定と致します。続いて、議案第6号3番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>3番でございます。確認を1月14日に行っております。場所は神郷釜村、現況地目は田3筆でございます。移動の理由ですが売買による所有権移転で、作物は水稲、作業従事者は2名で、価格は記載の通りでございます。第3条第2項各号の状況でございます。まず第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、譲受人が現在耕作している農地の近隣の申請地をこのたび双方の合意で売買するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。あと第1号から第4号、第6号につきましても該当はございません。以上、この所有権移転については申請書類は揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また近隣の農業者への売買のため、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
橋本委員	<p>2月8日、現地を仲田委員、大原委員、井上推進委員とこの買われる方と4名で現地を確認致しました。現地を確認したところ、その隣を買われる方が作られておりますので、何の問題もないと思います。よろしく願い申し上げます。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第6号3番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>

会 長	<p>全員賛成と認め、申請の通り決定と致します。ここで5分休憩と致します。</p>
	<p>～ 休憩 ～</p>
会 長	<p>それでは休憩終わりました再開します。続きまして、議案第7号農地法第4条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>第7号1番でございます。確認を1月15日に行っております。場所は土橋、畑2筆でございます。転用目的でございますが営農型発電施設、理由でございますが、菌床キクラゲ栽培を行いながら営農型発電施設を設置し一時的に利用するという事で、工事期間は許可日から6ヶ月間、この申請地でございますが、1筆は農用地区域内農地以外であって、甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、第2種農地と考えます。もう1筆は農用地区域内農地ですが、一時的に営農型発電施設として使用するものであり、例外許可規定の「架設工作物の設置・その他の一時的な利用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障は及ぼすおそれがない」に該当することから、転用目的は問題ないと考えます。この農地でございますが、先月の総会でご承認頂いた農地法第3条に基づく賃貸借権の設置をしている農地で、このたび認定農業者であり申請人がキクラゲの菌床栽培を行いながら、そのハウスを利用して営農型発電を目的とした太陽光発電をするというもので、営農期間は10年間となっております。資金計画でございますが、土地造成費及び設備設置費が記載の通りで、すべて自己資金でございます。以上でございます。</p>
会 長	<p>この件について、申請人の代理の方が出席して説明したいということなので、入室をお願いします。</p>
	<p>(申請人代理 A、入室)</p>
会 長	<p>申請人の代理の●●さんですか。ご苦労様です。それでは申請理由を説明してください。</p>
申請人代理 A	<p>初めまして。●●と申します。よろしくお願い致します。ソーラー施設の下の箇所を利用しての菌床キクラゲを栽培し、販売を展開していくための申請です。</p>
会 長	<p>大体の説明は出された資料から事務局から説明を聞いているのですが、出された資料についてのこういう所はどうかということの説明はな</p>

	いですか。追加説明はございませんか。
申請人代理A	はい。
会 長	場所は土橋でいいんですか。
申請人代理A	はい、土橋です。
会 長	説明は事務局が行った分はご存じですね。おたくが出された資料などで、それは持っておられますか。
申請人代理A	はい。
会 長	説明はもう追加がないということですから、一応事務局と申請人の説明が終わったということによろしいですか。
申請人代理A	はい。
会 長	それではこれについてご意見、ご質問を受け付けます。
後藤委員	まず1点目。●●番●、これ農振農用地になっているのですが、転用でいいんですか。それが1点。それから営農型発電施設、これ高さを教えてください。何ですか構造も教えてください。それから理由の所に一時的に利用ということが書かれておりますが、何年間ぐらいでやられるのかというのも教えてください。以上です。
申請人代理A	差し支えなければですね、本来答弁する予定だった者が一緒に来ておるんですけれども出席させてもらえますか。
会 長	それでは答えられる方がおられるのなら交代してください。 (申請人代理 B、入室)
申請人代理B	転用できると考えております。あと高さについてですけど、これは前方が1800、1600となっているかもしれないんですけど、これは下に基礎を入れた、杭を打つんで、それを20cmをめどにしておりますので、建屋自体は支柱というのは1600に大体設定しております。ただ平たい土地でないんで、高低差があるんで、最低が人が大体ここで作業される人が歩ける程度の1800を考えております。

会 長	1800と高いほうはなんぼなんですか。
申請人代理B	高いほうは3mちょっとぐらいになると思うんですけど。ハウスの構造は一応素材はアルミニウム。でも間支柱が1個の、四角い前後ろで支えて筋交いで屋根をを支える。こういう構造になっております。
会 長	期間は。
申請人代理B	期間は一応契約25年。
会 長	転用期間は。
申請人代理B	転用期間はだから土地の持ち主さんとの契約は
会 長	じゃなくて、ここに出されてる転用期間は。申請書には10年と出ております。
申請人代理B	10年ですか。すみません。
会 長	土地の契約は25年ですか。
申請人代理B	そうですね。土地の貸借関係は25年です。
会 長	他にご意見、ご質問はございませんか。
藤本委員	僕は当地区の担当の委員をしております。今までも色々ありましたけど、私のほうへおたくから相談があったのは今回が初めてです。大変残念に思っております。質問したいのはここに出ております、この散水ですかね、乾燥を防ぐための自動散水タイマーのとなっておりますが、この水はどこから引くんですか。
申請人代理B	これは土地の元々の持ち主、借りる持ち主の●●さんがおられます。その方が一応畑管契約を切られとるんですよ。それをまた再開させて頂いて、それにその畑管からの散水を使おうと思っております。
藤本委員	あそこは備北土地改良区ですか、それには申請は出しとるんですか。
申請人代理B	いえ、まだ。この4条申請が通して頂いて、それから話を持っていこうと思っております。

藤本委員	はい、わかりました。それとちょっと聞きたいのが、ここの申請書の最初に、今回土橋字●●●●●●●●、●●●●●●●●に建てたと出ておりますけど、まだこれは今日の農業委員会の決定によってでしょう。そういう所もよく相談してください。
申請人代理B	今ご指摘頂いたんですけど、以前にソーラーシェアリングとって草間のほうですよね、こういう審査を受ける前の事前施行ということで、現地ですごく厳しく指導頂いて、それでおられた委員の方に、こういう事前ということは一番最初にこういう審議会に通して頂ければという話を頂いたんで、今回施工前にこうやって相談をさせて頂いております。すみませんでした。
会 長	他にご意見、ご質問はございませんか。
神山委員	御社のほうで草間のほうに同じような、栽培する物は違うんでしょうけど、設備を持たれていると思うんですけど、そちらのほうの状態っていうんですかね、実際の所もうされとるんですかね。どれぐらいできてっていうのを教えて頂きたいと思います。
申請人代理B	●●●のほうの栽培は資料出てないですかね。こちら今草間のほうですとる設備ではシイタケ、こっちのほうを栽培しとる訳ですけど、今年はこれもシイタケというのはやっぱり寒い時期というか、冬の間だけの物なので、夏はちょっとできにくいんで、そのやったやつは235キロですかね、前シーズンです。今シーズンはまだ統計が出てないので、今最中なんです。場所としては農協、それから出荷は県外の直売物産館などのそういうセンターがあるんですかね。こちらの特産物を出荷する所があるんですよ。そういう所に出荷と、あとは個々の料理屋さん、店舗への販売をしております。
神山委員	その販売の御社の計画からの割合ですかね、見込みを100%とした場合に、どれぐらいあがとるんですかね。
申請人代理B	原木シイタケとか、そういう自然の杉の中に植えとる栽培と違って、計画的に菌床を、今月は気温とか、そのへんはちょっと僕係じゃないので、●●●の●●●という責任者がおるんで、その人の長年の経験で仕入れて、それを袋の開け方もよく生やす開け方と生えない開け方あるんで。大体計画通りの収穫で、計画通りの販売数になっていると思います。
後藤委員	さっき11番の委員さんが言われましたが、備北土地改良区の畑管の水

	<p>をもらうということらしいんですが、まだ申請もしてないし許可も下りてないと。これは下りる可能性はあるんです？下りなかったらどうされるんですか。</p>
申請人代理B	<p>これはいっぺんもう畑管は引いてあると、あそこまで管は。前はその契約されていたみたいで、一旦解消しとるんですけど、またその言えば費用が同じだけかかって、十何万だったかな、そこも調べとんですけど、それはまた払って頂ければという話があります。やっぱり畑管なんで、農業に携わるとるうちだったら、それは再契約をして頂ければという話はもらっております。</p>
会 長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。</p>
谷川内委員	<p>農業施設のことので1点で、これソーラー発電をされるということで、大体何kW契約をされるのと、それから今ソーラー発電の売り上げ単価が下がってるんですけど、いつの何年の契約か以前されとったんですか。それと現在ですか、差し支えなかったら1kWあたりの売り上げ単価の値段も教えて欲しいです。要するに何kWの発電設備と売り上げ単価を聞きたいということです。以上です。</p>
申請人代理B	<p>規模的には低圧契約で50kWまでという括りがあるんですよ。低圧、高圧の契約があって、その低圧のほうでととるんで、その50kWを超えないように49.5契約をしております。それでこの案件は昨年度の一応申請になつとるんで、案件的にはキロ18円プラス消費税ということです。19.8だから約キロ20円。天候によっても夏と冬とでまた日照時間の違いがあるんですけど、大体15から25のあいだで月の平均収入は入るように。シミュレーションではそう出ております。積雪も今年は、運が悪い場合はわからないですけど、積雪等がなかったんで普段のシミュレーションよりはちょっと数値が高く、どの設備も履行しとる状態です。</p>
会 長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。</p>
三上委員	<p>お尋ねしますが、キクラゲをですね、6月から9月に作られるということなんですが、比較的キクラゲはシイタケなんかには比べたら高い気温でも生えるんだらうと思うんですけども、確かこれ発生させるために一旦温度を下げんとできないと思うんですよ。ということはエアコンのようなものをつけないといけないと思う。全然記載がないし、それからもう一つ非常に疑問に思うのが広い場所に1台しか、陳列棚といいますか、栽培棚がないので、どうしてこんな不公平なことをされとるんかなと。それから6</p>

	<p>月でなしに、もう少し早くからすればもっととれるはずなのに、どうしてこの夏場だけされるんだろうかなと。しかも夏栽培すれば、電気代ものすごくいるはずなんですよ。普通キノコを菌床される方はシイタケと同じようにされるんだけど、そこらへんちょっと教えて頂きたいと思います。</p>
申請人代理B	<p>ここも僕の勉強不足なんです。まずちょっと僕農家のアグリとはちょっと違うんですけど、●●●の●●さんからの意見で言いますと、今回設備をするにあたって、試験的にキクラゲを他の施設で栽培しとるんですけど、一旦散布せんと生えんとかじゃなしに、5月とかに仕入れたものが散水をあてて、キクラゲの場合は袋を開けずにカッターナイフで所々切れ目を入れて、温度がある程度以上になったら収穫量が計算できるらしいんです。カッターナイフの刃の入れ方で、今月はなんぼできるとかという形なんで、夏は寒冷紗を結構張って、あとは換気扇の空気の入れ換えですね、それでエアコンなしでも収穫ができとる状態です。</p>
三上委員	<p>関連しますが、今の収穫できたというのは外したからでしょうけれども、施設でされた、例のこのあいだの施設で、それとも自然の状態で。</p>
申請人代理B	<p>試験的ということで、今の草間のシイタケハウスがあります。ソーラーシェアリングさせて頂いておる。その棟が3棟あるんですけど、その1棟をシイタケとキクラゲでは遮光率が違うもんで、1棟を試験的に遮光75%の寒冷紗を張らせていただいて、ちょっとシイタケより暗くして、それでやらせてもらった結果で。</p>
三上委員	<p>エアコンなしで。</p>
申請人代理B	<p>そうです。でも結構去年は収穫できた状態なので、それで今回こういうシェアリングのほうに。</p>
三上委員	<p>それから春はもうしないということですね、6月から9月。</p>
申請人代理B	<p>そのへんがちょっと。</p>
三上委員	<p>それと1段しかしてないのがちょっと疑問に思うんですけど、本当に収益を上げようと思うんなら、大抵の業者の方といいますか、菌床栽培されとる方、何段にもそして狭い所に効率良くする。えらいゆったりしとるなと思いました。</p>
申請人代理B	<p>こっちはほうはハウスの設備の関係なんですけど、これは今段一段なん</p>

	<p>ですけど、昨年度はそのシイタケハウスのシイタケの菌床棚を見に来られた委員の方はわかってると思うんですけど、あれは3段だったじゃないですか。</p>
三上委員	<p>3段だったけど、やけに通路が広いなと思いましたけど。</p>
申請人代理B	<p>通路はやっぱり運び込むのに。</p>
三上委員	<p>ものすごい広い。あんなに広いの見たことない。</p>
申請人代理B	<p>開閉式の棚なんです、あれは。あと取り付けもできるし、外しもできる。</p>
三上委員	<p>だけど見てくださいと言われた割には、大して本当に本気でされるのかなと失礼ながらそう思いましたし、今回も前回よりは詰んでますけども、一段というのが一番引っかかるし</p>
申請人代理B	<p>一段というのがまずこれでやってみて収穫があがって、結局これも生産と販売の関係があるんで、また中国とかからの乾燥キクラゲ</p>
三上委員	<p>いろんな都合といいますか、状況を見るとあるんでしょうけど、人がいないと管理できないから人件費いるでしょうし、もう少し効率的にいけるようになるんじゃないかなと疑問を呈した訳です。どうしてもこれでいくと言われるのならしょうがありませんけど。</p>
申請人代理B	<p>今回これでやってみて、結局管理する人間もいるんで、そちらのほうの関係も弊社のほうで色々模索して。</p>
三上委員	<p>わかりました。例えば1000個と計画にありましたが、1000個しうまいこといかないから500個300個となったときに、すでにもうこの時点で、私なんか疑問を呈してるんだけども、1年後に行ってみたら500個くらいしかできてなかったとか、次の年は300だったとか、初めから本気でする計画だったんだらうかという疑問も当然湧いてくると思うんですよ。私らもそうですし地域の方もそう思われる。そこは本気でして頂かないと、元々売電目的でしたんじゃないかという疑いが拭い切れないのでぜひ検討して頂きたいし、また来年見に行ったときにきちっと実績があがるような状態にして頂かないと、営農型とは言えないと思うんです。私2件ですけどよろしくお願いします。</p>
申請人代理B	<p>ありがとうございます。その件に関して栽培する人員ですよ。そっ</p>

	<p>ちのほうを只今モンゴルのほうのそういう施設があるんで、そちらのほうからモンゴルの人を2人こちらに招いて、来月には入ってこられるんでそれで栽培のほうも進めていきたいと思います。</p>
大原委員	<p>ちょっとお聞きしたいんですが、今回答頂いてる方●●●●●の方ではないってさきほど言われましたよね。身分ちょっと教えて頂けますか。すみません、申し訳ない。</p>
申請人代理B	<p>●●●の、一応ソーラー担当の施設の設備担当の部長をさせて頂いておる●●といます。よろしくお願いします。</p>
大原委員	<p>ありがとうございます。でもいいんですか、これ、会長。</p>
会 長	<p>それはもう申請人の代理人ということですからいいと思います。委任状もちゃんとあるはずですから。 他にご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>他にご意見、ご質問ございませんようなので、申請人の代理人の方は退室をしてください。</p> <p>(申請人代理、退室)</p>
会 長	<p>特に地区委員から言っとくこととかはないですか。</p>
藤本委員	<p>今説明を聞きましたけど、あまりにもあやふやなというか、みんな納得のいくような説明でなかったと感じました。私個人としてはこういう回答では、どうも賛成をせざるをというか、訳にはいきませんので、皆さん他の委員さんもどういう考えを持っておるかはっきりした回答を望みます。以上です。</p>
会 長	<p>今藤本委員の意見があったんですが、ということは藤本さんの意見としては賛成できんということですね。わからんことがあれば、事務局でわかることがあれば説明します。</p>
神山委員	<p>さきほどの質疑で草間のほうの施設1棟キクラゲに回すと説明があったんですけど、それは何か事務局は聞いとるんですか。計画以外の物を作りますとかいうの。それはもう関係ないんですか、何を作ろうと。</p>

小川局長	一応シイタケとしては聞いておりますので、キクラゲの栽培は聞いておりません。
神山委員	そこらへんはどうなんですか。
小川局長	シイタケということで申請があつてシイタケを作っておられて、それ以外を作るなというのはいえないかなと思います。
会 長	<p>ご覧になったように結構広いとこだつたんで、そのシイタケのあいだに試験的に作ったのかもわかりません。本気でそれをするんじゃないし、試験的に育てたというのはいえるのかもわかりません。一応法的にはクリアしてとるんで。</p> <p>じゃあ質問がありませんので、議案第7号1番の議案について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(多数挙手)</p>
会 長	賛成多数で、許可妥当と致します。続いて、議案第7号2番について事務局の説明をお願いします。
小川局長	2番でございます。確認を1月15日に行っております。場所は神郷釜村、田6筆でございます。転用目的でございますが農地改良、転用理由は嵩上げをして農作業の効率化を図るというもので、工事期間は令和2年3月1日から令和4年2月28日でございます。この申請地でございますが、農用地区域内農地以外であつて甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、第2種農地と考へます。このたび6筆の田を嵩上げにより1枚にして、農作業の効率を高めるための農地改良であり、転用目的は問題ないと考へます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考へられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画でございますが、このたび土地造成費等につきましては、ここの嵩上げにかかる施行業者のほうにそこに土を持ってくるということですので、費用のほうは発生しないということ聞いております。以上でございます。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
橋本委員	2月8日現地確認で、仲田委員、大原委員、井上委員と現地を確認しました。現地は足立、主要地方道新見日南線の足立駅より、旧神郷町の一番最初の部落でございます。バス停より50mぐらいですね。足立寄りでご

	<p>ざいます。その県道沿いでございます。これはある建設会社さんがここに残土を持ってきて、あとを整地して、上土を除いといて、上にまた上土を置いて平らにするということでございます。何ら問題はないと思います。よろしくお願い申し上げます。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第7号2番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、2番は許可妥当とします。続いて、議案第7号3番について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>3番でございます。確認を1月20日に行っております。場所は哲西町畑木、現況地目は畑1筆で、転用目的は墓地、転用理由は、現在の墓地は自宅から離れた山中にあり不便なため、自宅近くの申請地に移転するというものでございます。工事期間は令和2年3月10日から令和2年5月10日ということになっております。この申請地でございますが、農用地区域内農地以外であって甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、第2種農地と考えます。墓地が自宅から離れた所にあってお参り等に不便なため、自宅近くの申請地に移転するための転用であり、申請地以外に適当な場所はなく、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画でございますが、土地造成費及び墓石設置費は記載の通りで、すべて自己資金でございます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
谷川内委員	<p>確認日を2月9日、三上委員、奥津委員と回っております。場所はJR野馳駅、その前に旧道があるんですけど、野馳駅から約300から400くらいのところを上がって北へ中国自動車道があります。そこへ100mくらい入った所です。簡単に言うと国道182号線から、中国自動車道へ500くらい行った地域だと思います。場所はそんなに広くない土地でしたん</p>

	<p>で、墓に適當かと言ったら語弊はあるかもしれないけど、仕方がないというふうに3人共感じております。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第7号3番の議案について賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、許可妥当とします。なお3件とも面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。</p> <p>(はい)</p>
会 長	<p>諮問不要として許可を決定致します。続きまして、議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について、事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>今回新規の貸付が12件出ております。借受人は農業従事者、農機具なども揃っており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。1番は上熊谷の田2筆について1年2ヶ月の使用貸借となっております。2番、足見の畑1筆、18年の賃貸借となっております。3番が神郷下神代、田6筆で5年の使用貸借となっております。それから4番神郷高瀬、田8筆について5年の使用貸借となっております。それから5番から9番までなんですけれども、それぞれ貸付人に対して借受人の方、耕作者の方は全部一緒に、この方が全部耕作されるということで合計18筆の田んぼです。同じくそれぞれ4年9ヶ月の使用貸借ということで、全部同じ契約で申請が出ております。それから10番なんですけれども哲多町老栄、田3筆について3年の使用貸借となっております。11番は哲西町畑木で、田7筆について5年の使用貸借となっております。それから12番、哲西町上神代で、用悪水路を含んだ10筆について10年の使用貸借となっております。なお3番4番11番12番については農地中間管理事業によるものです。以上です。</p>

会 長	新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。1番から順次。
小西委員	確認日が2月9日、谷岡委員と現地確認しました。場所は新見勝山線の上熊谷、岩山駅から1.5kmくらい上がった所の飛石部落の、姫新線に向かって300mほど上がった、姫新線越えてしばらく行くと、100m行くと農道がありますので、それを姫新線のほうに向かって50mくらい行った所に2筆あります。問題ないと思います。以上です。
長岡委員	2番は、確認日は2月10日に藤本委員、神山委員と行いました。場所は足見小学校、旧小学校なのですが、その東側に●●●という寺院があります。その南約300mくらい行った所に農地です。この借受人の方は1月31日に新見の農と地域を考える集いという会のときに、新規就農者の激励会で激励を受けた方です。以上です。
井上委員	3番から9番まで同じなので。確認日は2月8日に仲田委員さん、それから橋本委員さん、それから大原委員さんと確認致しました。場所は新見東城線に向かって親子孫水車があります。そこから500mほど行った所に健康の森のほうへ行く橋があります。そのふもとに6筆あります。それから4番目ですが、4番目は●●●●さんで、これは新見多里線の高瀬地内のバス停の●●●●バス停から50mほど逆走しまして、そのあたりに8筆固まってございます。5番ですが、5番は●●さんの田んぼが3筆あります。それは新見多里線のバス停から250mくらい行った所に、川沿いにずっと道がありまして、その両側に道を隔てて両側に当該地がございまして。それとまたずっと一区分離れて、ずっとその道をずっと上がって行くとそこへ1区分ございまして。それで全部で3筆です。それから6番目は、6番目ですがこれは●●さんと同じくその本通りの大道を両脇に当該農地。4区分ですね。4筆あります。それから7番目は、さきほど言いました橋があります。そのすぐふもとに大きい、4反ぐらいの大きなところが1つございまして。それから8番目ですが、バス停があるところから300mほど行った所に●●があります。そこへ3筆ほど固まってございます。それから9番目ですが、これは多里線のバス停の道沿いに、ずっとそのバス停からずっと鳥取県境に近いほうへずっと行きます。道のほとりに新見多里線沿いに7筆ございまして。以上です。よろしくお願い致します。
鈴江委員	10番の件につきまして、2月6日に奥山委員、川上委員と3名で現地確認しております。哲多総合センターから大谷線というのに入りまして、6kmほど行った所でございます。どうぞよろしく申し上げます。

奥津委員	<p>確認日は2月9日、谷川内、三上委員と私で確認致しました。場所は哲西中学校から国道182号線を東城方面に約500m行った所に、左に曲がったら農道があるんですが、国道から2枚目左右に7筆ございました。12番は三光正宗から182号線を東城方面から約2km行った所でございます。最初から2番目の右手の家が●●さん宅でございます。●●さん宅から約300mぐらい手前に左側に6筆、また●●さん宅前4筆ございました。まったく問題ないと思います。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第9号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、新規は決定と致します。続いて、再設定について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>再設定が7件出ておりますが、いずれも今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。以上です。</p>
会 長	<p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。</p> <p>(ありません)</p>
会 長	<p>補足説明ございませんので再設定についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>それでは議案第8号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、再設定は決定と致します。ここで10分ほど休憩と致</p>

します。

～ 休憩 ～

会 長

時間が参りましたので再開させていただきます。議案第9号現況証明にかかる現況認定について事務局の説明をお願いします。

小川局長

議案第9号でございます。今回3件ございました。まず1番でございますが、確認を1月29日に行っております。場所は神郷下神代、現況地目は雑種地2筆で、理由は平成10年頃から耕作しておらず、雑種地となっているというものでございます。次2番でございますが、確認を1月14日に行っております。場所は神郷釜村、現況地目は畑、理由でございますが、昭和50年頃から耕作しておらず、原野となっているというものでございます。3番ですが、確認を1月8日に行っております。場所は哲多町成松、現況地目は雑種地1筆と原野3筆、合計4筆でございます。理由でございますが、昭和50年頃から耕作しておらず、1筆は雑種地、3筆は原野となっているというものでございます。以上でございます。

会 長

この件について順次関係地区委員の説明を求めます。

仲田委員

確認日は2月8日、橋本委員、大原委員、井上推進委員と確認を致しました。場所ですが、地番通り寺ノ後寺ノ前下とありますように●●●というお寺がちょうど学校線の一番上にあるんですが、そこのお寺の裏と、前下となっておりますが横へあります、63㎡のほう。それで確認日のときに、もう雑種地というか原野になっているんで、だいたい護寺会というお寺のあるんですが、そこに荒れちゃいけないというか、お寺のほうの裏のほうなんできれいにせにゃいけないということで、もう毎年草刈等々はやっておりました。それで行ったときに北の63㎡のほうはイノシシが入ったような跡があったんですが、見てもらうのにいけないからといって重機持ってきてからちょっと掻いたんだときれいになっとなったんですが、まあ雑種ということでお願いします。雑種でここで変更したのが、申請者のほうの人がお寺の総代さんをされておって、一応雑種に落としてそれでお寺のほうへ寄付というか、するということらしいです。以上です。よろしく申し上げます。

橋本委員

確認日は2月8日、仲田委員、井上委員、大原委員と行いました。場所は新見多里線新郷方面より3km半ぐらいですかね。市営のバス停から3kmぐらい入ったあたりでございます。現地を見ましたところ、現地に行くまでの道も山林みみたいな状態で荒れ地になっておりまして、現地を20

	<p>m手前ぐらいから見させていただきましたが、原野というよりも山になっておりました。以上でございます。よろしくお願い致します。</p>
川上委員	<p>2月6日に奥山、鈴江両委員さんと共に現地へ参りました。場所は哲多支局から南へ約2km上りまして、そこに哲多中学校がありますから、その西側へ200mの所に申請の土地がありました。ここに書いてありますように雑種地はそれで確認できまして、あと原野3筆も確認をして参りました。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第9号の認定に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、認定と致します。続きまして、議案第10号相続税・贈与税の徴収猶予に関する適格者証明願について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>この制度は贈与や相続によって取得された農地について、今後も引き続き農業経営を行うことで税務署に申告をし、贈与税と相続税の納税の猶予を受けるものであります。税務署へは申告者が納税猶予の適格者であるという証明を3年毎に提出して手続きをすることが必要ですが、この証明に農業委員会による現状確認の書面の添付が必要となっております。農業委員会はその贈与・相続を受けた農地の現状を確認し、証明をするものです。今回相続税1件、贈与税1件の証明願がありました。1番については高尾地内の農地で申請人の家族、それから倉脇委員、事務局によって2月6日に現地確認をしました。2筆とも現状は農地でありまして、耕作されていることを確認しました。2番は千屋井原地内の農地について近隣に居住の贈与者、小田委員、事務局により2月10日に現地確認をしました。適格の欄に丸がついています9筆は耕作及び保全管理または農道として利用しておりますが、あとはバツになっている所は宅地それから何十年も耕作しておらず原野化している所がありました。説明は以上です。</p>
会 長	<p>この件について順次地区委員の説明をお願いします。</p>

倉脇委員	2月6日に事務局と確認しております。場所は高尾の●●●●を入った所に柵がありまして、その裏手にあります。2枚目もそちらになります。どちらも耕作されてました。よろしくお願いします。
小田委員	2月10日、事務局と贈与者と確認しました。記載の通りです。1点、●●●番地が3年ぐらい耕作されてないんですが、このとおりだと思いますのでよろしくお願いします。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第10号の認定に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、認定と致します。続きまして、議案第11号農地の権利移動を認める別段の面積の設定について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	このたび空き家バンクに登録されていた物件について県外、鳥取県の八頭郡智頭町の方から申し込みがありまして、それに付随した農地もありましたので、別段の面積の設定を申請したものです。場所は大佐永富字●●●●地内畑234㎡で、本市で設定している0.1a、10㎡に当てはまるものです。今回この案件が決定致しましたら農地法第3条の申請が提出される予定です。以上です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
久保木委員	確認が2月10日に行いました。場所は市道●●線、旧バイパスとバイパスの別れがありますが、そこを東へ約1kmほど行きますと●●という部落があります。その集落の中心部、シルバーの大きな屋根があります。その家です。その家の上隣の場所ですが、これはさきほど事務局が言われた通り空き家を購入されての所でございます。よろしくお願いします。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

	(意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第 1 1 号の議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、申請の通り決定と致します。続きまして、報告事項に入ります。農地法施行規則第 2 9 条の届について事務局の説明をお願いします。
小川局長	農地法施行規則第 2 9 条の届出が 1 件ございました。確認を 1 月 2 2 日に行っております。場所は上熊谷、現況地目は田 4 筆でございます。目的は農道、理由でございますが、進入用の農道を新設し農業機械の出入りを良くすることにより、農作業の効率化を図るというものでございます。以上でございます。
会 長	この件について、関係地区委員より報告をお願いします。
谷岡代理	確認日が 1 月 2 5 日、小西推進委員と、そして 2 月 1 0 日に確認を致しております。場所は岩山駅すぐ裏ぐらいになります。そこへ田んぼから田んぼへ渡るのに道が非常に狭いということで、効率を図るために農道をつけるということでございます。それが 3 ヶ所ありますので、3 ヶ所とも 2 m ずつぐらいな農道になると思います。よろしくをお願いします。
会 長	続いて、法務局照会について事務局の説明をお願いします。
小川局長	法務局照会物件でございますが、今回 2 件ございました。まず 1 番でございますが、確認を 1 2 月 2 5 日に行っております。場所は大佐田治部、現況地目は宅地、理由でございますが、平成元年頃から社会福祉施設として利用し、現在に至るというものでございます。それから 2 番でございますが、確認を 1 2 月 2 7 日に行っております。場所は大佐永富、現況地目は山林、理由は長年耕作しておらず、立木が生え現在に至るというものでございます。以上でございます。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
山田委員	確認日は今年の 1 2 月 2 5 日、久保木、後藤推進委員と確認を致しまし

	<p>た。場所は姫新線田治部駅から南東の方向に300m行った所に場所があります。これ大佐荘大佐苑の施設になります。もう建物が建っておりました。1つは大佐苑大佐荘の施設の食堂でした。一部通路があったように思います。以上です。</p>
久保木委員	<p>確認日が2月10日、山田、後藤委員さんで行いました。場所は県道新見勝山線大佐分駐所から約400mほど勝山方向に行きますと、永富会館というコミュニティー会館があります。それから50mほどまた勝山寄りに行きますと、ちょうど法面の上です。法面が7m8mありますが、昭和50年頃にこのバイパス道路ができたときの残地だそうです。現場へ行くのが困難でした。近所の茶の木で囲われて、もうほとんど薄暗い、流木も生えておりました。以上です。</p>
会 長	<p>次に、完了届について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>今回5件の完了届が出ております。1番が金谷地内、農地法施行規則53条による新見市太陽光線新設工事の作業用地。それから2番、唐松地内、農地法第5条による墓地及び進入路。3番が大佐小阪部地内、農地改良による嵩上げ。4番が神郷油野地内、農地法施行規則53条による携帯電話基地局。5番が哲多町大野地内、農地法第5条による送電線鉄塔建設の現場事務所及び資材置場ということです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。</p>
藤澤委員	<p>2月10日に確認をしております。いいようになっておりました。それから2番目も同じく2月10日に確認をしております。いいお墓になっておりました。</p>
久保木委員	<p>2月12日昨日確認を致しました。完成しておりました。以上です。</p>
大原委員	<p>2月8日に確認しました。立派なのができておりました。</p>
奥山委員	<p>2月6日に確認しました。きれいに片付いていました。</p>
会 長	<p>続いて、利用権設定中途解約について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>中途解約が3件出ております。1番が上熊谷地内、田2筆、用水の確保が難しくなったためということです。2番が神郷高瀬、田3筆、借受人の変更をするためということです。3番が哲西町上神代、田6筆、借受人が</p>

	病気のためということです。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
小西委員	2月9日現地確認しました。仕方がないと思います。
井上委員	2月8日に3名の委員さんと現地を確認致しました。仕方がないと思います。
会 長	これはどこに変更になるんですか。名義人は誰になるんですか。
井上委員	これは●●さんです。
会 長	はい、わかりました。
奥津委員	2月9日に谷川内、三上委員と現地を確認しました。
会 長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局から何かありますか。 (ありません。)
会 長	事務局からなしなので、続いてその他ですが何かありましたらお願いします。
後藤委員	ちょっと皆さんに協議をしていただくということで、提案を致します んでよろしくをお願いします。さきほども4条申請等で太陽光についての転 用、色々問題視されております。以前からもこの事案については事務局、 あるいは地元委員さんも説明等に色々苦慮されてる現状でございます んで、ちょっと提案しますんでよろしくをお願いします。当市においても高 齢化や担い手不足等により、中山間地の農地の維持管理がなかなかでき ない状況となっております。今後も不作地や荒廃地が増加すると見込ま れる中で、土地の有効利用を図るという観点から農振農用地以外の生産 __の低い二種農地三種農地に対してですね、太陽光発電設置への転用が 可能となるよう、農地部会等で協議して頂いて、総会等で委員さん皆 さんの参加を頂いて議決をできればというふうに思っています。ちな みに13市の内9市は転用を認めております。新見市と他3市が、4市が 認めてないというような現状でございますので、そのへんも踏まえて 農地部会のほうで検討して頂いて、総会で議決のほうをよろしくお 願い致します。これで色んな問題が解決すると思いますんで、よろ しくをお願いします。

会 長	<p>今提案がありました、農地部会のほうでご審議を頂きたいと思いで、また農地部会長一言お願いします。</p>
仲田委員	<p>農地部会のほうで検討させていただきます。それで検討するについては事務局のほうにお願いをして転用をする色々な案件、条件等々も色々あるんじゃないかと思いで、そのへんを調べてもらって農地部会で部会を開いて、それで調整委員会を通して3月の農業委員会には間に合うようにはしたいなと思っております。それでですね、さっきの利用権設定中途解約合意なんです、1番の件について用水の確保が難しくなったためというように解約理由があったんですが、これは災害とかそういう地域？</p>
小西委員	<p>奥のほう家があったんですけど、皆荒らしてしまっで出でしまっで、結局谷水が取れんようになったんですよ。そういうことです。</p>
会 長	<p>それでは後日また農地部会の皆さんには、部会長が連絡されると思いでよろしくお願いします。</p>
藤井主幹	<p>それでは次回の総会についてですが、次回の日程は3月17日（火）の9時30分からとさせていただきますと思っております。会場はこの場所です。南庁舎3階大会議室で行いますのでよろしくご願ひ致します。以上です。</p>
会 長	<p>他に皆さんからご意見、ご質問はございませんか。ないようでしたら代理が閉会の挨拶を行います。</p>
谷岡代理	<p>(閉会挨拶)</p> <p>(閉会時刻 午前 11 時)</p>